

「公職選挙法等の一部を改正する法律案」（インターネット選挙運動解禁法案）要綱の解説

一 インターネット等を用いた文書図画の頒布の解禁

- ・本条の追加により、第三者によるインターネット等を用いた選挙運動についても、原則として解禁されることとなる。
- ・ウェブサイトを用いた選挙運動について投票日当日の文書の頒布を禁ずるということは、投票日前日までに当該ウェブサイトを閉鎖することを義務づけることとなるため、現実的でないと判断したもの。
- ・インターネット等を用いた選挙運動に要する費用については、それ以外の選挙運動に要する費用と同様、選挙運動費用に算入されることとなる。
- ・ウェブサイトを用いた人気投票の結果の公表については、引き続き解禁しないものとする。

二 自ら開設するウェブサイトを用いて選挙運動用文書図画を頒布する者の氏名及びメールアドレスの表示義務

- ・氏名及びメールアドレスの表示義務を負う者は、「自ら掲示板・ブログ等を開設する者」のうち、これに自らが選挙運動となる書き込みを行う者に限定することとする。
- ・単に掲示板への書き込みを行う者や、ブログにコメントを残すだけの者等は、本条の対象外となる。

四 公職の候補者・候補者届出政党等以外の者の選挙運動のための有料広告の禁止

- ・インターネット等を用いた文書図画の頒布を原則として解禁するため、本条の禁止規定の適用がない者（＝公職の候補者・政党）については、選挙運動のための有料広告を出すことができることとなる。
- ・公職の候補者が行う選挙運動のための有料広告に要する費用も当然「選挙

運動に要する費用」であるため、選挙運動費用に算入されることとなる。

五 選挙管理委員会によるウェブサイトの設置及び当該ウェブサイトと候補者のウェブサイトとのリンク

- ・八（選挙公報のウェブサイトを用いた配布）と同様、ウェブサイト設置が義務づけられる選挙を国政選挙と知事選に限定することとした。
- ・八では、市町村選管の事務負担にも配慮して選挙公報のウェブサイトを用いた配布を義務づけないこととするため、候補者のウェブサイトへのリンクのためだけに、市町村選管にウェブサイトの開設を義務づけることは酷であると考えたもの。

七 あいさつ目的の有料広告の禁止

- ・あいさつ目的の有料広告の禁止の対象者は、現行法と同様、「公職の候補者」「公職の候補者となろうとする者」「後援団体」となる。

八 選挙公報のウェブサイトを用いた配布

- ・現行法における紙による選挙公報の各戸配布のシステムは維持することとし、選挙公報のウェブサイトを用いた配布をもって、紙による選挙公報の配布に代えることはできないものとする。
- ・国政選挙と都道府県知事選挙については、都道府県選管に選挙公報の発行が義務づけられていることから、これにあわせ、これらの選挙については、インターネットによる選挙公報の配布を義務づけることとしたもの。
- ・都道府県議選・市町村長選・市町村議選については、選挙公報の発行そのものが任意であることから、これにあわせ、これらの選挙については、インターネットによる選挙公報の配布も任意としたもの。

十 ウェブサイトに掲載された選挙運動用文書図画の選挙期日後の削除義務

- ・ ブログに選挙運動に該当する記事を書き込んだ場合等を想定すると、全てのウェブサイト上の選挙運動用文書を「速やかに削除」することを求めることは、不合理と思われる。
- ・ 本来の趣旨は「選挙運動用の文書をいつまでも残しておく、次の選挙の事前運動となるおそれがある」ために、これに立ち返って、そのようなおそれがある場合に限った努力義務とした。